大分大学医学部附属病院精神科リエゾンチーム細則

令和４年３月２３日制定
令和4年医学部附属病院細則第1－2号

（趣旨）
第１条　この細則は，大分大学医学部附属病院規程（平成１６年医学部規程第１－２２号）第１６条の規定により，各診療科において身体疾患を有し，せん妄，抑うつ若しくは精神疾患を伴った入院中の患者又は自殺企図により入院した患者（以下「対象入院患者」という。）に対し，多職種による精神症状への治療及び専門的ケアの提供を行うために設置する，大分大学医学部附属病院精神科リエゾンチーム（以下「リエゾンチーム」という。）に関し必要な事項を定める。

（業務）
第２条　リエゾンチームは，次の各号に掲げる業務を行う。
（１）　各診療科における対象入院患者の評価，指導及び診療に関すること。
（２）　リエゾンチーム活動の企画・立案に関すること。
（３）　せん妄予防及び精神的ケアに対する各診療科への助言及び指導に関すること。
（４）　その他精神科リエゾンに関し必要な事項

（構成）
第３条　リエゾンチームは，次の各号に掲げる者をもって構成する。
（１）　５年以上の勤務経験を有する精神科の医師　若干人
（２）　所定の研修を終了した精神医療の経験を３年以上有する専任の常勤の看護師　若干人
（３）　３年以上の精神医療の経験を有する薬剤師，作業療法士，精神保健福祉士又は公認心理士　若干人
（４）　その他病院長が必要と認める者
２　前項各号の構成員は，病院長が指名する。

（チーム長）
第４条　リエゾンチームに，チーム長を置く。
２　チーム長は，前条第１項第１号の構成員のうちから，病院長が指名する。
３　チーム長は，必要に応じてリエゾンチームを招集する。
４　チーム長は，リエゾンチームに関する業務の状況及び検討結果等について必要に応じて病院長に報告の上，意見を具申する。
５　チーム長が欠けたとき，又は事故があるときは，あらかじめチーム長の指名する構成員がその職務を代行する。

（各診療科等の協力体制）
第５条　各診療科及び中央診療施設等は，リエゾンチームの円滑な業務遂行のため，診療等が必要となった患者に対する協力体制を整えるものとする。

（協議）
第６条　リエゾンチームについて協議する必要が生じた場合は，精神科長，看護部長及びリエゾンチームにより協議するものとする。

（雑則）
第７条　この細則に定めるもののほか，リエゾンチームに関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この細則は，令和４年３月２３日から施行する。